

第3章 令和4年度実績

I 消費者行政活性化対策の推進

1 地方消費者行政強化交付金の実績

地方消費者行政強化交付金を活用して、消費生活相談体制の機能強化、市町村支援等消費者行政充実強化のための事業を積極的に推進した。

(地方消費者行政強化交付金・推進交付金) (単位：円)

年 度	県	市町村	合 計
平成 27 年度	25,651,955	37,009,000	62,660,955
平成 28 年度	36,564,110	34,567,000	71,131,110
平成 29 年度	30,559,041	36,562,000	67,121,041
平成 30 年度	21,146,069	2,783,560	23,929,629
令和元年度	17,203,835	26,398,000	43,601,835
令和 2 年度	13,347,063	23,313,000	36,660,063
令和 3 年度	11,250,869	7,359,000	18,609,869
令和 4 年度	14,954,529	7,489,780	22,444,309

(地方消費者行政活性化基金) (単位：円)

年 度	県	市町村	合 計
平成 21 年度	19,988,054	34,856,000	54,844,054
平成 22 年度	27,867,898	163,206,000	191,073,898
平成 23 年度	28,470,762	79,498,000	107,968,762
平成 24 年度	9,080,785	38,571,000	47,651,785
平成 25 年度	28,674,839	36,893,000	65,567,839
平成 26 年度	12,091,630	36,808,000	48,899,630
平成 30 年度	0	25,139,440	25,139,440
令和元年度	0	0	0

※基金精算

2 実施した主な事業の概要（地方消費者行政強化交付金関係）

消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図るため、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、消費者の安全・安心を守るための啓発などの各種事業を実施した。

(1) 消費者の安全・安心を確保するための事業

○消費者教育公開授業

- ・期 日：令和5年1月16日（金）
- ・演 題：小学校におけるエシカル消費の指導方法について
- ・講 師：一般社団法人消費生活総合サポートセンター
消費者志向経営委員会 坂根 祐子氏
理事・広報委員長 窪田 久美子氏
- ・実施方法：会場での講演及びオンラインでの同時中継
- ・参加者：群馬大学教育学部生、消費生活センター職員等 計60人

○「食物アレルギー理解促進事業」

食物アレルギーに関する啓発動画の作成（食品・生活衛生課）

○「食品ロス「ゼロ」推進」関連事業 ※強化事業

外食時の食べ残しによる食品ロスを削減するため、食べ残しの持ち帰りに積極的に取り組む飲食店等の取組事例や持ち帰り時における注意事項等をまとめた Web 事例集及び動画を作成した。（廃棄物・リサイクル課）

(2) 市町村に対する支援

○市町村補助金の交付

Ⅱ 総合的な消費者行政の推進

1 群馬県消費生活問題審議会の開催

期 日	内 容
令和4年11月10日	1 群馬県消費生活問題審議会会長の互選について 2 本県の消費者行政について 3 群馬県消費者基本計画の進行管理について 4 本県における消費者教育について 5 消費生活に係る県民意識調査について 6 第3次群馬県消費者基本計画について

2 市町村消費者行政担当課長・各市町郡消費生活センター所長合同会議の開催

期 日	内 容
令和4年5月19日 (オンライン開催)	1 消費者行政推進について【企画指導係】 ・エンカル消費の普及啓発について ・消費者安全確保地域協議会について ・事業者指導について ・地方消費者行政強化交付金について 2 消費者支援関係について【消費者支援・防犯係】 ・令和3年度消費生活相談の状況（暫定値）とPIO-NETの早期登録について ・市町郡消費生活センターの支援体制について ・商品テスト、家表法等に基づく立入検査及びメールマガジンについて ・消費者教育・啓発事業について ・令和4年度 多重債務者無料相談会について ・次期P I O-N E Tについて

3 身近な消費生活センターで相談が受けられる体制の支援

(単位：%)

年 度	整 備 状 況	市町村整備率
平成21年度以前	1 全市（12市）が消費生活センターを設置	34.3
平成22年度	1 甘楽町、玉村町、大泉町、邑楽町及び吾妻郡（一部事務組合）が消費生活センターを設置	62.9
平成23年度	1 板倉町、明和町が消費生活センターを設置 2 片品村、川場村、みなかみ町、昭和村が沼田市に、千代田町が大泉町に消費生活相談業務を委託	82.9
平成24年度	1 榛東村、吉岡町が渋川市に、上野村、神流町が藤岡市に、下仁田町、南牧村が富岡市に消費生活相談業務を委託 2 平成22年度以降に消費生活センターを設置、又は相談業務を受委託した市町村をフォロー	100.0

Ⅲ 消費者被害防止対策の推進

1 高齢者等消費者被害防止対策

○具体的施策の主な内容

対策の種類	概要
①被害防止啓発	○民間事業者との見守り協定に基づく情報提供等 (11者)
②共同キャンペーン	関東甲信越各都県、政令市及び国民生活センター共同で、 悪質商法の被害防止キャンペーンを実施 ・被害防止啓発リーフレット42,500部、 ポスター346部作成(図1) ・出前講座の実施 ・「高齢者特別相談」の実施 (令和4年9月20日～21日)
③メールマガジン 「消費者ホットぐんま」配信	(登録者)757人(令和5年3月末現在) (配信)成年年齢引き下げ後の若者のトラブル、 商品トラブルの注意喚起等 23回
④緊急情報の発信	市町郡消費生活センターと、特に注意が必要な相談についてタイムリーに情報共有を行った。



(図1)

2 若年層消費者被害防止対策

(1) 出前講座の実施

中・高校生や大学生、専門学校生を対象に消費者被害未然防止のための出前講座を実施した。

実施回数：25回、対象者：2,034人

(2) 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン

① 特別相談「若者のトラブル110番」の実施

(令和5年1月10日～11日)

② 被害防止啓発リーフレット50,300部、

ポスター(図2)372部作成



(図2)

(3) 緊急情報の発信

注意が必要な相談について市町郡消費生活センターとタイムリーに情報共有を行った。

3 多重債務者対策

平成19年4月、多重債務者対策本部(内閣)による「多重債務問題改善プログラム」の決定を受けて、同年6月に本県の多重債務者対策を協議するとともに、庁内関係部署、警察、関係団体等との連携を強化するため、「群馬県多重債務者対策協議会」を設置した。この協議会による取組方針に基づき、多重債務者無料相談会を実施した。

(1) 群馬県多重債務者対策協議会等の開催

ア 群馬県多重債務者対策協議会

期 日	内 容
令和5年2月 (書面開催)	1 令和4年度多重債務者対策取組状況について
	2 令和5年度多重債務者対策取組方針(案)について

イ ワーキンググループ会議等の開催

取組方針に基づいて具体的な実施方法等を検討するため、ワーキンググループ会議を開催した。

期 日	内 容
令和5年1月26日 (オンライン開催)	1 令和4年度多重債務者無料相談会の実施状況について
	2 令和5年度多重債務者無料相談会の実施方針について

(2) 多重債務者対策取組状況

ア 通常の消費生活相談の中での多重債務相談

相談員が来所を促して債務の状況等を聞き取り、債務整理の方法等を説明するとともに、法律専門家を紹介し債務整理に当たった。

イ 多重債務者無料相談会の開催

県、市町村、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体と合同で、10回開催した。相談会は、法律専門家による「債務整理相談」及び多重債務者支援団体による「生活再建相談」のほか、保健師などによる「こころの健康相談」を併せて実施した。

【多重債務者法律相談会の開催状況】

(単位：件)

開催日	受付時間	相 談 会 場	相談件数
8月20日(土)	13:00～14:30	群馬県庁	9
8月28日(日)	13:00～14:30	沼田市消費生活センター	7
9月17日(土)	13:00～14:30	高崎市役所	3
9月28日(水)	17:30～18:30	前橋市消費生活センター	2
10月12日(水)	17:30～18:30	伊勢崎市役所	3
10月27日(木)	17:30～18:30	渋川市消費生活センター	0
11月12日(土)	13:00～14:30	太田市九合行政センター	5
11月26日(土)	13:00～14:30	安中市消費生活センター	2
12月3日(土)	13:00～14:30	館林市郷谷公民館	3
12月20日(火)	17:30～18:30	桐生市保健福祉会館	4
合 計 (10回)			38

ウ 相談窓口と法律専門家等との連携

群馬弁護士会消費者問題対策委員会及び群馬司法書士会のホームページを、県ホームページにリンクすることにより、相談対応の連携を図っている。

エ 相談窓口の周知

新聞、FM放送等のほか、消費生活課広報誌「くらしのニュース」、「県ホームページ」、「群馬県金融広報委員会ホームページ」、メールマガジン「消費者ホットぐんま」等への掲載により周知を行った。

4 特殊詐欺対策

全国的にオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害が多数発生しており、令和4年における県内の特殊詐欺被害の9割は65歳以上の高齢者であることから、高齢者の被害防止が課題となっている。

(1) NO! 詐欺キーパー講座：2回 199人

高齢者に身近な存在である「子ども世代(家族)」や「見守り者」を対象に、詐欺の手口や対応策及び被害に遭ってしまった高齢者への支援のあり方を学ぶ講座を開催し、水際での被害を阻止できるサポーターを養成した(各回オンライン開催)。

(2) 高齢者向け体験・実践型研修：17回 349人

詐欺の模擬電話等を体験し、対応(断り方など)を実践することにより、特殊詐欺等に対する対応力を身に付ける研修を実施した。

(3) 大人向け防犯出前講座：14回 278人

空き巣や忍び込みなどの侵入盗対策のほか、特殊詐欺被害防止対策に係る講座を県内各地で実施し、被害防止の啓発を図った。

(4) 特殊詐欺被害防止キャンペーン

10月を特殊詐欺被害防止強化月間として、警察、市町村、特殊詐欺等根絶協議会等の関係機関と連携して、被害防止の啓発を集中的に実施した。

ア 特殊詐欺等根絶協議会と連携した広報啓発

ポスター	4,000部
チラシ	100,000部
啓発物品(メモ帳)	100,000個

イ 特殊詐欺電話対策装置のプレゼント企画やインターネット広告等の実施

被害防止と「特殊詐欺電話対策機器」の普及を図るため、「特殊詐欺電話対策装置」を抽選で県民300名にプレゼントする企画の実施(応募者:1,256名)やインターネット広告やフリーペーパーへの掲載などにより啓発を図った。

(5) 群馬県特殊詐欺等根絶協議会運営

特殊詐欺や悪質商法の根絶に向けた会議を開催し、連携強化を図った。

令和4年度

第1回会議

日時：書面開催(※新型コロナウイルス感染症の影響による)

議事：・議長の交代について(新議長あいさつの動画URLを記載)

・特殊詐欺被害の発生状況、特殊詐欺対策の取組状況等について

・被害防止キャンペーンにおける広報・協力依頼等について

・前任議長への感謝状贈呈についての報告

(6) 特殊詐欺被害防止広報啓発 120,000部

特殊詐欺を未然に防止するため、「特殊詐欺被害防止マニュアル」を作成し、市町村民生委員と連携して、ひとり暮らし高齢者等へ戸別配布した。

IV 消費生活相談機能の充実と被害救済

1 消費生活相談体制

(1) 消費生活相談体制

ア 消費生活相談員 8人(週4日勤務)
平日及び土曜日に消費生活相談を実施 (単位:人)

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
消費生活相談員	9	9	8	8	8	8	8	8
試験調査員	1	1	1	1	1	0	0	0

イ 相談件数の推移 (単位:件)

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
4,505	4,032	4,372	4,407	4,130	3,953	3,478	3,650

ウ 弁護士による法律相談
消費生活センターで受け付けた苦情相談で法律相談が必要な事案について実施
(令和4年度:毎月第2・第4水曜日に実施) (単位:件)

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
70	74	77	60	57	54	55	51

(2) 消費生活相談員研修

国民生活センター主催の消費生活相談員研修専門事例・講座等を相談員8人が受講し、相談体制を強化した。

2 商品テスト事業

(1) 年度別テスト実施状況 (単位:件)

内 容	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
苦情相談テスト(製品事故、商品トラブルの原因究明)	13	13	13	4	6	5
試買テスト	0	0	0	0	0	0
啓発テスト(賢い消費者の育成を目的にしたもの)	1	1	1	0	0	0
小 計	14	14	14	4	6	5
専門情報の提供(商品に関する科学的、技術的アドバイス)	187	162	76	96	134	94

(2) 苦情相談テスト(5件)

商品に関する相談を解決するためにテストを行い、事故や故障の原因を究明した。

分 類	件数	主 な 事 例
生活用品ほか	5	酸素スプレーの濃度、冷感マスクの臭い、ジャケットの変色、スピーカーの充電、プルオーバーの素材

(3) 技術情報の提供 (94 件)

相談解決のための専門情報（住居品 22、食料品 14、教養娯楽品 14、被服品 13（うちクリーニング 3）、保健衛生品 10、保健・福祉サービス 6、土地・建物・設備 4、他 11）を提供した。

3 県内消費生活センターへの支援

(1) 消費生活相談員技術向上研修会

県内消費生活センターの相談機能をより充実するため、相談員及び職員を対象とした研修会を実施した。また、相談処理能力の更なる向上を図るため、事例検討を中心とした少人数のゼミ形式での講座も取り入れた。

(単位：人)

開催日	講師	内容	参加人数
6月17日	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 相談員	・消費生活相談の業務や心構え・消費生活相談員資格について	20人
7月26日	一般社団法人 消費生活総合サポートセンター	・消費者教育（出前講座）の事例紹介	18人
8月16日	東京経済大学教授	・消費者法学	27人
9月16日	独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)	・スマートフォン・ネットトラブル	21人
10月5日	公益財団法人 住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター 群馬県立精神医療センター 医師	・住宅トラブルについて ・ゲーム依存症の理解と対応、家族支援について	28人
10月19日	CRIN協議会	・個人情報情報に関する消費者懇談会	25人
11月2日	一般社団法人ECネットワーク	・最近のインターネット取引におけるトラブル	26人
12月13日	弁護士法人 龍馬 群馬県金融広報委員会 金融広報アドバイザー	・消費生活相談員ゼミナール ・キャッシュレス決済と消費者トラブルについて	27人
2月15日	明治大学法科大学院非常勤講師	・消費者法学Ⅱ（割賦販売法）	27人

(2) 市町郡巡回訪問

県消費生活センター相談員及び職員により、県内市町郡消費生活センターの巡回訪問を実施した。

- ・巡回訪問：15回（15市町郡センター）実施

V 消費者の自立支援と消費者教育・啓発の推進

1 各種出前講座やセミナーの開催

(1) 消費者被害防止出前講座の開催

(単位：回、人)

対 象		回 数	参 加 者
出 前 講 座	中学生	4	143
	高校生	17	1,583
	大学生・専門学校生	4	308
	高齢者	3	75
	その他	8	249
合 計		36	2,358

ア 中学生を対象

(単位：人)

開 催 日	主 催 者	人 数
6月15日	玉村町立南中学校	143
6月15日	玉村町立南中学校	
6月16日	玉村町立南中学校	
6月16日	玉村町立南中学校	
合 計	4回 (延べ)	143

イ 高校生を対象

(単位：人)

開 催 日	主 催 者	人 数
7月13日	県立大泉高等学校	157
12月14日	群馬工業高等専門学校	209
12月16日	県立渡良瀬特別支援学校	20
1月11日	県立沼田特別支援学校	23
1月18日	県立あさひ特別支援学校	6
1月27日	県立盲学校	2
2月3日	県立前橋商業高等学校	279
2月7日	県立大泉高等学校	154
2月8日	県立藤岡工業高等学校	100
2月9日	県立渋川青翠高等学校	137
2月9日	県立渋川工業高等学校	153
2月10日	県立渋川特別支援学校	25
2月13日	県立龔学校	5
2月16日	伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校	120
2月16日	県立高崎特別支援学校	30
2月27日	県立富岡特別支援学校	11
3月22日	県立大泉高等学校	152
合 計	17回 (延べ)	1,583

ウ 大学生・専門学校生を対象

(単位：人)

開 催 日	主 催 者	人 数
4月7日	新島学園短期大学	180
4月11日	前橋文化服装専門学校	13
7月6日	群馬医療福祉大学リハビリテーション学部	77
7月19日	一般社団法人伊勢崎佐波医師会立伊勢崎敬愛看護学院	38
合 計	4回 (延べ)	308

エ 高齢者を対象 (単位：人)

開催日	主催者	人数
4月12日	渋川市小野上公民館（若がえり学級）	25
9月22日	津久田第三自治会（ことぶきサロン）	30
11月22日	はなだかひまわりサロン	20
合計	3回（延べ）	75

オ その他 (単位：人)

開催日	主催者	人数
6月3日	生活協同組合コープぐんま	40
9月21日	伊勢崎市消費生活センター	20
12月9日	障害者就業・生活支援センター トータス	20
1月18日	健康長寿社会づくり推進課	13
1月30日	消費生活課企画指導係	11
2月22日	消費生活課消費者支援・防犯係	88
3月7日	チャレンジウィズぐんま	7
3月23日	藤岡労働基準協会	50
合計	8回（延べ）	249

(2) エシカル消費出前講座の開催 (単位：人)

開催日	主催者	人数
6月14日	高崎市市民部市民生活課	35
10月6日	群馬県食生活改善推進員連絡協議会藤岡支部	64
合計	2回（延べ）	99

(3) 消費者月間の実施

県民に対して効果的に消費者問題に関する啓発を行うため、県民センター「情報発信コーナー」に月間ポスター、リーフレット類、啓発グッズ等を展示し、消費者月間（5月）の周知を行った。

○令和4年4月15日（金）～5月16日（月）

テーマ「考えよう！大人になるとできること、気をつけること～18歳から大人に～」

(4) 消費生活センター科学教室の開催

新型コロナウイルス感染症対策により、講座の実施を中止した。

(5) エシカル消費の普及啓発

- ・エシカル川柳の募集
応募総数 316 句（小中学生の部 98 句、一般の部 218 句）
最優秀賞
小中学生の部 「スーパーへ ボクも確認エコバッグ」
一般の部 「エゴを捨て未来へつなげるエコ生活」
- ・エシカル映画の上映等（関東学園大学） 1月24日
「甘いバナナの苦い真実」
- ・講演会 「群馬県産バナナの生産・販売について」
（鳳凰ファーム農産事業部長 中神洋二氏）

2 情報の提供

(1) ぐんまぐらしのニュースの発行 (図3) 各 27,500 部発行

号 (発行月)	内 容
370 号 (7 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年年齢引下げに伴う消費者被害防止について ・ 借金に関する無料相談会を開催します ・ ぐんまエシカル川柳を募集します
371 号 (1 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政の充実に向けて ・ ぐんまエシカル川柳の受賞者が決定しました ・ 若者向け特別相談



(図3)

(2) 緊急情報提供 (再掲)

注意が必要な相談情報を県内市町郡消費生活センターへ提供し、注意喚起等を行った。

- ① 県内スーパーの閉店に伴う商品券の取扱いについて
- ② 脱毛エステ事業者の事業停止に伴う返金相談について
- ③ 宗教法人への相談情報の提供について
- ④ 新型コロナウイルス後遺症のアンケートSMSについて
- ⑤ 個人向けレジャー会員の会費支払い督促について
- ⑥ 身に覚えのない損害賠償金の請求について

提供回数	6 回
------	-----

(3) メールマガジン「消費者ホットぐんま」による情報提供 (再掲)

月に2回程度配信し、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法への注意喚起や「ぐんまぐらしのニュース」の情報等をメールで配信するとともに、読者の募集を定期的に行った。

配信回数	23 回
------	------

(4) 消費生活センター内展示

消費生活センター入口に消費者被害防止等のポスター掲示やパンフレットを設置し、消費者啓発を図った。

3 教材等の作成

令和元年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材 (高校生向け)」及び令和3年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校向け)」を更新し、各高等学校等での活用を推進した。

令和4年4月1日から
成年年齢が20歳から18歳に
引き下げられたので

**18歳の誕生日から
成人です**

こんなことしても儲かりません!

ネットの副業

動画投稿サイト

1日たった10分!

誰でも稼げる!

秘密の副業

投資

ハイブリッドオプション

元本保証

リスクなし

絶対負けなし

夢のような投資!

ギャンブル

競馬

必勝法

秘蔵情報

国民生活センター 怪しいネットのうけ話を参考に作成

教材の内容
(県 HP)

VI 消費者取引の適正化推進

1 特定商取引法・群馬県消費生活条例に基づく事業者指導等の実績 (単位：件)

区分 年度	法に基づく措置			条例に基づく措置			行政指導			
	指示	業務停止	業務禁止	勧告	情報提供	公表	文書指導	口頭指導	注意	計
平成18年度	—	—	—	—	—	—	2	4	18	24
平成19年度	—	—	—	—	1	—	2	9	20	31
平成20年度	—	2	—	2	—	1	1	8	11	20
平成21年度	—	—	—	1	—	—	1	8	6	15
平成22年度	1	1	—	2	1	—	—	10	2	12
平成23年度	—	1	—	—	—	—	—	7	—	7
平成24年度	1	—	—	1	—	—	—	7	1	8
平成25年度	1	1	—	—	—	—	—	7	1	8
平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	6	1	7
平成28年度	—	1	—	1	—	—	1	3	—	4
平成29年度	—	1	—	1	—	—	—	5	—	5
平成30年度	1	2	2	1	—	—	—	4	—	4
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和2年度	1	1	3	—	—	—	—	2	—	2
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6

注1 「口頭指導」は来庁させた上で指導確認書又は業務改善計画書等を求めたもの。

2 「注意」は現地訪問又は架電して口頭指導のみを行い、指導確認書等を徴さないもの。

3 「公表」は条例第26条第2項に規定する「資料提出要求」に応じなかったことに対する措置。

2 景品表示法・群馬県消費生活条例に基づく事業者指導等の実績 (単位：件)

区分 年度	法に基づく措置	条例に基づく措置			行政指導等		
	指示・措置命令	勧告	情報提供	公表	文書注意	口頭注意	アドバイス
平成 18 年度	—	—	—	—	2	5	—
平成 19 年度	—	—	—	—	—	9	—
平成 20 年度	—	—	—	—	1	8	—
平成 21 年度	—	—	—	—	—	5	7
平成 22 年度	—	—	—	—	2	5	4
平成 23 年度	—	—	—	—	—	5	9
平成 24 年度	—	—	—	—	2	6	4
平成 25 年度	1	—	—	—	—	13	13
平成 26 年度	H26.12 法改正 (指示→措置命令)	—	—	—	—	2	9
平成 27 年度	—	—	—	—	—	4	11
平成 28 年度	—	—	—	—	—	3	7
平成 29 年度	—	—	—	—	—	5	9
平成 30 年度	—	—	—	—	—	2	—
令和元年度	—	—	—	—	—	7	4
令和 2 年度	—	—	—	—	—	1	10
令和 3 年度	—	—	—	—	—	2	26
令和 4 年度	—	—	—	—	—	2	26

Ⅶ 消費生活協同組合運営の適正化推進

1 指導検査の実施

消費生活協同組合における、消費生活協同組合法等法令遵守の徹底や不祥事の防止を図る観点から、計画的な指導検査を実施した。

(令和 4 年度の指導検査実施状況：4 生協)

期日	実施生協
令和 4 年 10 月 14 日	群馬県高齢者生活協同組合
令和 4 年 11 月 1 日	群馬県民共済生活協同組合
令和 4 年 11 月 22 日	生活クラブ生活協同組合
令和 4 年 12 月 13 日	前橋工科大学生活協同組合

Ⅷ そ の 他

1 製品の安全確保

令和4年度立入検査実施状況（35市町村で実施した結果を集計）

(1) 家庭用品品質表示法 【立入販売店舗数 64店舗(実数)】 (単位：項目、点数)

	実施項目数	一部不備点数	表示者不明点数
繊維製品（ハンカチ等）	3	0	0
合成樹脂加工品（食器等）	3	0	0
電気機械器具（電気ホットプレート等）	3	0	0
雑貨工業品（ティッシュペーパー等）	3	0	0
計	12	0	0

(2) 消費生活用製品安全法 【立入販売店舗数 57店舗(実数)】 (単位：店、点)

品 目 名		検査総 店舗数	不適正表示点数		
			一部 不備	無表示	総点数
特 定 製 品	乳幼児用ベッド	57	0	0	0
	携帯用レーザー応用装置	57	0	0	0
	浴槽用温水循環器	57	0	0	0
	登山用ロープ	57	0	0	0
	家庭用圧力なべ及びかま	57	0	0	0
	乗車用ヘルメット	57	0	0	0
	石油給湯器	57	0	0	0
	石油ふろがま	57	0	0	0
	石油ストーブ	57	0	0	0
	ライター	57	0	0	0
特定保守製品	石油給湯器	26	0	0	0
	石油ふろがま	26	0	0	0
計（延べ数）		622	0	0	0

※令和3年8月1日の改正により、7製品が特定保守製品の指定から除外された。

(3) リコール情報の案内

製品安全関係のホームページを作成し、「消費者庁リコール情報サイト」へのリンクを設定し、注意喚起した。

2 金融広報推進

(1) 金融知識の普及

ア 金融・経済講演会

日 時：令和5年1月25日（水）

会 場：群馬会館ホール

演 題：「ウィズコロナ時代の家庭経済学」

講 師：昭和女子大学理事長・総長 坂東 真理子 氏

参加者：150名

イ 「ぐんま金融広報だより」 年1回発行（5年3月）

作成部数：2,000部

配 布 先：各市町村、各消費生活センター、各教育機関（学校含む）、各公民館、各地域包括支援センター、各社会福祉協議会、金融広報アドバイザーによる出前講座の受講者、群馬県金融広報委員会委員など

ウ 群馬県金融広報委員会のホームページ更新（随時）

エ 金融広報中央委員会発行刊行物及び各種コンクール募集を広報

オ 金融教育・消費者教育に係る啓発資材の作成

成年年齢引下げに係る注意喚起と消費者ほっとライン188に関する啓発物品（消しゴム）を作成

作成個数：20,000個

配 布 先：県内高等学校3年生（特別支援学校、定時制高等学校は4年生を含む）

(2) 金融教育の支援

金融広報アドバイザーによる出前講座（61回実施）

市町村や図書館、公民館などの公的機関、自治会などの地域団体、地域包括支援センターなどの社会福祉団体、学校やPTAなどが主催する講演会や学習会などに金融広報アドバイザーを派遣し、身近な金融に関する幅広い知識・情報の提供や金銭金融教育等の学習支援を行った。